

平成22年度海水浴場開設期間と水質調査結果

海水浴場	開設期間 遊泳時間	水質検査 区分
白浜中央	7/17～8/22 8:00～17:00	AA
白浜大浜	7/10～8/29 8:00～17:00	AA
外浦	7/17～8/22 8:00～16:00	A
九十浜	7/18～8/29 8:00～16:00	AA
鍋田浜	7/17～8/22 9:00～17:00	AA
多々戸浜	7/17～8/29 8:00～17:00	AA
入田浜	7/17～8/29 8:00～17:00	AA
吉佐美大浜	7/17～8/29 8:00～17:00	AA
田牛	7/17～8/29 8:30～16:00	AA

AA：水質が特に良好な海水浴場
A：水質が良好な海水浴場

海水浴シーズン到来！ 下田の海は今年もきれい！

今年度の市内9海水浴場開設期間が決まりました。また、各海水浴場の水質調査結果も発表されました。

この調査は、環境省で定める「水浴場水質判定基準」により、静岡県などが行う調査で、県内56海水浴場で実施されました。

調査項目は、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD(化学的酸素要求量)、透明度、PH(水素イオン濃度)、病原性大腸菌O157の6項目で、これらの数値により、遊泳に適している水質が良好な順に「適(水質AAとA)」「可(水質BとC)」「不適」に区分されます。

観光交流課
問合せ先

☎ 3913

海水浴場のルール・マナー

監視所などに掲げている旗を確認しましょう	バーベキュー等火気の使用は禁止されています	ごみは持ち帰りましょう
ジェットスキー、マリッジットの乗り入れは禁止されています	犬はリードをはずさないようにして、フンは持ち帰りましょう	キャンプ宿泊は県条例で禁止されています
飲酒したときには海に入らない	遊泳区域は、ゴムボートのオールの使用は禁止されています	多客時のビーチバレーコートやフリスビー使用は端へ移動を
一般車両の砂浜への乗り入れは禁止されています	釣りは海水浴場開設区域外で	モリの使用は禁止されています

市内海水浴場の調査結果

今年の水質調査では、市内海水浴場9カ所のうち8カ所が最高区分の「水質AA」にランクされました。

ルール・マナーを守りましょう

これから夏に向けて、下田の海岸には海水浴やマリンスポーツなどでたくさんの方が訪れます。みんなが安全で快適に利用できるよう、ルール・マナーを守りましょう。

安全は自ら うちから地域から 夏の交通安全県民運動



7月11日(日)～7月20日(火)

夏休みを間近に控え、子どもたちが関連する交通事故の発生が懸念されます。また、死亡事故における高齢者の占める割合は依然として高く、事故発生件数、負傷者数とも増加傾向を示しています。

このことから、夏の交通安全県民運動では、次の事項を重点とし取り組みを進めていきます。

子どもと高齢者の交通事故防止

- 子どもや高齢者を見かけたら減速するなど、思いやりの運転を実践しましょう。
- 高齢者の皆さんは、自己の運動能力の変化を認識し、安全な運転・通行を実践しましょう。
- 75歳以上の方は、車を運転する場合は、高齢運転者標識(もみじマーク)を表示しましょう。

夏の交通安全県民運動の重点

飲酒運転の事故は、被害者やその家族だけでなく、加害者本人やその家族等の人生をも狂わせます。

○「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない、乗るなら飲ませない」を確実に実践しましょう。

○「運転する人にはお酒を出さない、勧めない」を徹底しましょう。

問合せ先
市民課防災係 ☎ 2215

飲酒運転の根絶

自転車の安全利用の推進

○自転車安全利用五則を守りましょう。

《自転車安全利用五則》

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転、2人乗り、並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

8月1日より 後期高齢者医療保険証が切り替わります

新しい保険証はオレンジ色で、7月下旬に郵送します

後期高齢者医療制度の保険証は、毎年8月1日に新しい保険証に変わります。

現在お使いの緑色の保険証の有効期限は「平成22年7月31日」までです。8月1日以降は使えなくなります。8月1日からお使いいただく新しい保険証(オレンジ色)は、7月下旬に「黄色封筒」で郵送します。

これから75歳になる方にも、誕生日の前月には保険証を郵送しますので、誕生日からはその保険証をお使いください。



自己負担割合(自己負担割合は、住民税課税状況と前年の所得などによって決まります)

割合	対象となる人	
3割	現役並み所得者	同一世帯に住民税課税標準額が145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる方 ただし、次の条件にあてはまる方は、申請することにより「1割」になります。 ・世帯に被保険者が1人で、その人の収入が383万円未満の方 ・世帯に被保険者が2人以上で、被保険者の収入合計額が520万円未満の方 ・世帯に被保険者が1人で同じ世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合、その人の収入も含めて520万円未満の方
1割	一般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の方
	低所得者Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の方(低所得者Ⅰ以外の方)
	低所得者Ⅰ	世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が控除等(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円になる方
		低所得者Ⅰ・Ⅱの方は市役所健康増進課窓口での申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

「限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、認定証)」について

対象者 世帯全員が住民税非課税(低所得者Ⅱまたは低所得者Ⅰ)の被保険者

内容 入院したときの食事代が減額されます。入院時に窓口での医療費の自己負担額が自己負担限度額までとなります。(※認定証が交付されていないと適用されません。)

- ・低所得者Ⅰの方 月額15,000円
- ・低所得者Ⅱの方 月額24,600円

◎既に認定証をお持ちの方
今年度も交付要件に当てはまる方は、自動更新され再度申請の必要はありません。新しい認定証については、7月下旬に郵送します。

◎認定証をお持ちでない方
現在、認定証をお持ちでなく、交付要件に当てはまる方は市役所の健康増進課担当窓口申請をしてください。(※申請がないと認定証は交付されません。)

後期高齢者医療保険料のお知らせは8月中旬に郵送します

平成21年中の所得に基づき、8月に平成22年度の後期高齢者医療保険料を決定します。既に今年度の保険料を年金より納付(仮徴収)されている方は決定した保険料から納めていただいた額を差し引いた、残りの額を納めていただくことになります。

保険料の決定に関するお知らせを8月中旬に郵送しますので、詳しくはそちらをご確認ください。

平成22年度 保険料率内訳	
賦課限度額	50万円
均等割額	36,400円
所得割額	7.11%

保険料=均等割額36,400円+所得割額※
※基礎控除(33万円)後の総所得金額等×所得割率(7.11%)

問合せ先 健康増進課国保年金係 ☎ 3922 E-mail kenkou@city.shimoda.shizuoka.jp